



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
12月9日
第367号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	2

○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告(中小企業支援課)	2
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	3
令和4年度家畜人工授精に関する講習会開催公告(畜産課)	3

告 示

滋賀県告示第475号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和4年12月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
放課後等デイサービスウイズ・ユーmirai	栗東市霊仙寺三丁目2-32	合同会社raidoc	栗東市小平井一丁目17番41号	放課後等デイサービス	令和4.12.1	2551200153

滋賀県告示第476号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年12月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
恵	彦根市城町一丁目4-8	株式会社コネクト	彦根市城町一丁目4-8	就労継続支援B型	令和4.12.1	2510200732
アトラス高月	長浜市高月町落川155-3	株式会社クレセント	長浜市小堀町314番地3	共同生活援助	令和4.12.1	2520300159
グループホーム湖湖	野洲市行畑2	合同会社カネ	栗東市霊仙寺二丁目4番8	共同生活援助	令和4.12.1	2521300091

y u k i h a t a	- 8 - 17	スケ	号			
--------------------	----------	----	---	--	--	--

滋賀県告示第477号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年12月9日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
ヤクゴ薬局まるやま水郷店	近江八幡市円山町字岩崎927-7	薬局	谷 玲 子	令和4.11.1

滋賀県告示第478号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和4年12月9日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	ヤクゴ薬局まるやま水郷店	近江八幡市円山町字岩崎927-7	薬局	谷 玲 子	令和4.11.1

公 告**大規模小売店舗の新設の届出の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和4年12月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ケーズデンキ栗東店 栗東市小柿七丁目548番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 杉本正彦
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社関西ケーズデンキ 茨城県水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 杉本正彦
- 大規模小売店舗の新設をする日 令和5年7月26日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 3,506平方メートル
- 駐車場の収容台数 144台
- 駐輪場の収容台数 37台
- 荷さばき施設の面積 72.0平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の容量 27.1立方メートル
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時45分まで
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から22時まで
- 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 届出年月日 令和4年11月25日
- 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(i) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
栗東市産業経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号

(2) 縦覧期間 令和4年12月9日から令和5年4月10日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和5年4月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和4年12月9日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン長浜店 長浜市山階町271-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 滋賀不動産株式会社 長浜市八幡中山町535番地の6 代表取締役 伊藤和真 丸金石油株式会社 長浜市中山町6番27号
代表取締役 川地宏光

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 21,134平方メートル

イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 1,050台

ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 591平方メートル

エ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 627立方メートル

オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 6か所 届出書の添付図面記載のとおり

カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後5時まで

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 24,409平方メートル

イ 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 1,004台

ウ 荷さばき施設の位置および面積 届出書の添付図面記載のとおり 656平方メートル

エ 廃棄物保管施設の位置および容量 届出書の添付図面記載のとおり 668立方メートル

オ 駐車場の自動車の出入口の数および位置 5か所 届出書の添付図面記載のとおり

カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

廃棄物保管施設N o. 1 午前6時から午後9時まで

廃棄物保管施設N o. 2 午前6時から午後10時まで

4 変更年月日 令和5年7月30日

5 変更の理由 店舗リニューアルにより店舗面積が増床するため

6 届出年月日 令和4年11月29日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

長浜市産業観光部商工振興課 長浜市八幡東町632番地

(2) 縦覧期間 令和4年12月9日から令和5年4月10日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和5年4月10日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

令和4年度家畜人工授精に関する講習会開催公告

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第16条第2項の規定に基づく令和4年度牛の家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

令和4年12月9日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 開催期間 令和5年1月30日(月)から令和5年3月7日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 2 開催場所 滋賀県畜産技術振興センター 蒲生郡日野町山本695
- 3 対象家畜 牛
- 4 講習科目および受講時間数

区 分	科 目	時 間 数
学 科 (一 般 科 目)	畜産概論	4
	家畜の栄養	3
	家畜の飼養管理	3
	家畜の育種	7
	関係法規	5
学 科 (専 門 科 目)	生殖器解剖	5
	繁殖生理	13
	精子生理	7
	種付けの理論	4
	家畜人工授精および家畜人工授精用精液の保存	17
実 習	家畜の飼養管理	4
	家畜の審査	7
	生殖器解剖	4
	発情鑑定	6
	精液精子検査法	8
	家畜人工授精および家畜人工授精用精液の保存	45
合 計		142

- 5 受講資格 家畜改良増殖法第17条第1項または第2項の規定に該当しない者であって、受講が適当であると認められるもの
- 6 受講定員 10名程度
 なお、申込者数が受講定員を上回った場合は、(1)から(4)までの順に優先順位を設定する。同じ順位のうちで受講定員に達した場合は、同じ順位の申込者での抽選により受講者を決定する。
 - (1) 滋賀県立農業大学校において畜産を専攻する学生
 - (2) 県内の畜産農家において牛の飼養業務に携わる者または県内畜産関係機関・団体において牛の人工授精業務に携わる予定のある者
 - (3) 県内に住所地がある者
 - (4) (1)から(3)までに該当しない者
- 7 受講手続 講習会を受講しようとする者は、受講申込書(所定の用紙)に写真(申込前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもの。裏面に氏名を記載すること。)を添えて、滋賀県農政水産部畜産課に持参または郵送で申し込むこと。
 なお、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号。以下「省令」という。)第24条の2第1項の規定に基づき、講習会の受講および修業試験の免除を受けようとする者は、講習会の受講および修業試験の免除に係る申請書(所定の用紙。以下「申請書」という。)に同項に規定する大学等の成績証明書等を添付し、提出すること。
 受講申込書および申請書は、滋賀県農政水産部畜産課、滋賀県家畜保健衛生所本所および北西部支所ならびに滋賀県畜産技術振興センターにおいて配布するほか、滋賀県のホームページからダウンロードすることができる。
 提出先 滋賀県農政水産部畜産課生産衛生・耕畜連携係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3853
- 8 受講申込書の受付期間 令和4年12月9日(金)から令和4年12月21日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(必着)
- 9 受講者の決定 受講申込書を提出期限までに提出した者について、滋賀県農政水産部畜産課において検討し、受講申込者に対して受講の諾否を通知する。

- 10 修業試験 修業試験は全科目の講習終了後、省令第24条の規定に基づき実施する。修業試験の合否は、判定会議を開催のうえ決定するものとし、合格した者に対し、その旨の証明書を交付する。
- 11 受講料 31,700円
 - ※ 納付方法および時期は受講の諾否通知時に併せて通知する。
- 12 その他 この講習会について不明な点は、滋賀県農政水産部畜産課まで問い合わせること。
滋賀県農政水産部畜産課生産衛生・耕畜連携係 電話 077-528-3853 F A X 077-528-4883

